

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 9 月13日

【会社名】 株式会社トップカルチャー

【英訳名】 TOP CULTURE Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 清 水 大 輔

【本店の所在の場所】 新潟県新潟市西区小針 4 丁目 9 番 1 号

【電話番号】 (025)232 - 0008

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 兼 管理部長 遠 海 武 則

【最寄りの連絡場所】 新潟県新潟市西区小針 4 丁目 9 番 1 号

【電話番号】 (025)232 - 0008

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 兼 管理部長 遠 海 武 則

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 670,016,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2023年9月13日に、2023年10月期第3四半期報告書（自 2023年5月1日 至 2023年7月31日）を公表し、関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2023年8月17日付で提出いたしました有価証券届出書並びに2023年8月24日及び2023年9月7日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「第四部 組込情報」に当該2023年10月期第3四半期報告書を追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第三部 【追完情報】

（訂正前）

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書、有価証券報告書の訂正報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年9月7日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年9月7日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

2 臨時報告書の提出

該当事項なし

3 資本金の増減

該当事項なし

4 最近の業績の概要

2023年9月7日に当社取締役会において決議された2023年10月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に掲載されている2023年10月期第3四半期連結累計期間（自 2022年11月1日 至 2023年7月31日）の四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。但し、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了していません。

<以下略>

（訂正後）

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書、有価証券報告書の訂正報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年9月13日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年9月13日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

2 臨時報告書の提出

該当事項なし

3 資本金の増減

該当事項なし

4 最近の業績の概要の全文を削除

第四部 【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第38期)	自 2021年11月1日 至 2022年10月31日	2023年1月20日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-------------------------------	-------------------------

有価証券報告書の訂正 報告書	事業年度 (第38期)	自 2021年11月1日 至 2022年10月31日	2023年2月3日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第39期第2四半期)	自 2022年2月1日 至 2023年4月30日	2023年6月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第38期)	自 2021年11月1日 至 2022年10月31日	2023年1月20日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正 報告書	事業年度 (第38期)	自 2021年11月1日 至 2022年10月31日	2023年2月3日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第39期第3四半期)	自 2023年5月1日 至 2023年7月31日	2023年9月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年9月12日

株式会社トップカルチャー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
新 潟 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸 田 力 也 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トップカルチャーの2022年11月1日から2023年10月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2023年5月1日から2023年7月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2022年11月1日から2023年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トップカルチャー及び連結子会社の2023年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2023年8月17日開催の取締役会において、株式会社トーハンを割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2022年10月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2022年9月13日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2023年1月16日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。

監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。